

令和7年度
水戸市
基幹相談支援センター事業及び
障害者相談支援事業
実施方針

令和7年4月
水戸市

目次

- 1 事業実施方針策定の趣旨
- 2 基幹相談支援センター運営事業及び障害者相談支援事業の目的
- 3 設置
- 4 基本的な考え方及び理念
 - (1) 安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現
 - (2) チームアプローチ，関係者との連携
 - (3) 公平かつ中立な事業運営
- 5 業務推進の方針
 - (1) 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所の共通事項
 - ア 年間事業計画の策定
 - イ 職員の姿勢
 - ウ サービス提供拒否の禁止
 - エ 記録の実施
 - オ 職員のスキルアップ
 - カ 行政機関等との連携強化
 - キ 法令の遵守
 - ク 個人情報の保護
 - ケ 苦情対応
 - コ 事業運営のチェック等

(2) 基幹相談支援センターに関する事項

ア 「総合相談・専門相談」に関する業務

- (ア) 広報活動
- (イ) 情報集約及び情報提供
- (ウ) 総合的な相談支援
- (エ) 専門的な相談支援

イ 「地域の相談支援体制の強化」に関する業務

- (ア) 相談支援専門員への支援（スーパービジョン）
- (イ) 県内基幹相談支援センターとの連携
- (ウ) 水戸市地域自立支援協議会との連携
- (エ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

ウ 「地域移行・地域定着の促進の取組」に関する業務

- (ア) 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- (イ) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
- (ウ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組

エ 「権利擁護・虐待防止」に関する業務

- (ア) 権利擁護に関する啓発
- (イ) 障害者虐待の通報等の受理及び連携
- (ウ) 成年後見制度の活用支援
- (エ) 消費者被害の防止・対応

オ 地域生活支援拠点等に係る業務

(3) 障害者相談支援事業所に関する事項

ア 広報活動

イ 福祉サービス等の社会資源を利用するための援助

ウ 権利の擁護のために必要な援助

エ 専門機関の紹介

1 事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2に定める基幹相談支援センターの業務及びその他の業務を実施する水戸市基幹相談支援センター並びに障害者相談支援事業（法第77条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することために策定するものです。

2 基幹相談支援センター運営事業及び障害者相談支援事業の目的

障害者及び障害児（以下「障害児等」という。）に対する支援の実施主体である水戸市には、法第2条に示すとおり、次の事項に配慮しつつ障害者等への支援を実施する責務があります。

- 障害者等が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害者等の実態を把握すること。
- 公共職業安定所、障害者職業センター、教育機関などの関係機関と緊密に連携し、必要なサービス（自立支援給付や地域生活支援事業など）を総合的かつ計画的に行うこと。
- 必要な情報提供を行い、相談に応じ、必要な調査・指導を行うこと。
- 意思疎通について支援が必要な障害者等がサービスを円滑に利用できるよう必要な便宜を提供すること。
- 障害者等に対する虐待の防止及び早期発見のために関係機関との連絡調整を行うこと。
- 障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うこと。

これらの責務を遂行するためには、障害者等のニーズを的確に把握し、必要な支援につなぐための働きである「相談支援」の役割が大変重要です。このため、個別給付サービスとしての相談支援（地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援）を提供する事業（以下「指定相談支援事業」という。）を第1層に、障害者等やその家族、関係者からの障害に関する一般的な相談（障害福祉サービス、医療、障害者手帳、手当・年金制度など障害者等の福祉に関する各般の問題に関する相談をいう。以下同じ。）への支援を行う事業（以下「障害者相談支援事業」という。）を第2層に、相談支援の中核機関として総合的な相談（一般的な相談を含む。）及び専門的な相談を担う基幹相談支援センター運営事業を第3層に位置付け（下表参照）、これらから構成される重層的かつ包括的な相談支援

体制を構築し、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれの事業所がその役割を的確に実践する必要があります。

このため水戸市では、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することを目的に、基幹相談支援センター運営事業及び障害者相談支援事業を実施します。

	事業種別	役割
第1層	指定相談支援事業	障害福祉サービス等の利用調整
第2層	障害者相談支援事業	障害者等からの一般的な相談への対応
第3層	基幹相談支援センター 運営事業	総合的な相談（一般的な相談を含む。）・専門的な相談に対する支援、地域の相談支援体制強化、地域移行・地域定着の促進など

3 設置

水戸市は、障害者等に対する重層的かつ包括的な相談支援体制を構築するため、市町村が実施主体である、基幹相談支援センター運営事業及び障害者相談支援事業を実施するため、基幹相談支援センターの機能を有する水戸市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）及び障害者相談支援事業所を委託等により設置・運営します。

なお基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所（以下「センター等」という。）の運営委託等は、公平・中立かつ効率的に実施することが可能な社会福祉法人等を相手方として行うものとします。

4 基本的な考え方及び理念

（1）安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現

国は、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

このためセンター等は、地域が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービスのみならず、近隣住民の助け合い等の地域力を含めたあらゆる社会資源と連携を図り、地域共生社会の実現のため、相談支援機関としての役割を常に認識し、活動に取り組みます。

(2) チームアプローチ，関係者との連携

センター等の職員は，相互に連携協働する「チームアプローチ」を実践することで，障害者等の地域生活における課題に対応します。

さらに，地域の医療，保健及び福祉の専門職，並びに民生委員，自治会・町内会，社会福祉協議会支部，障害者団体及びボランティア等の関係者との連携を図りながら活動します。

(3) 公平かつ中立な事業運営

センター等は，水戸市が設置する公的な相談支援機関であり，指定相談支援事業とは異なり，対象者を特定の障害種別に限定することは想定していません。また，その運営に関する費用は，国，県及び市の公費により賄われています。

このため，公平かつ中立に事業を運営します。

5 業務の実施方針

(1) 基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所の共通事項

ア 年間事業計画の策定

センター等は，年間事業計画を策定します。

イ 職員の姿勢

センター等の職員は，障害者等の意思を尊重しつつ，障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう，フォーマルなサービスだけでなく，インフォーマルな社会資源も活用しながら支援することを念頭において専門職の支援に努めます。特に，意思表示が困難な障害者等の支援にあたっては，当該障害者等の権利を擁護する代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努めます。

ウ サービス提供拒否の禁止

センター等には，障害者等及び指定相談支援事業所等が課題を解決しようと相談が寄せられます。センター等は相談に対し，必要な情報提供・連絡調整等を行うなど，丁寧に支援を行います。センター等は市が委託等をする公的な相談支援機関であるため，支援を拒否しません。

エ 記録の実施

センター等は，適切な方法を用いて相談の経過を記録します。

オ 職員のスキルアップ

センター等の職員は、相談援助技術やケアマネジメント技術の向上等を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を他の職員に伝達・共有することにより、センター等職員全体のスキルアップに努めます。

カ 行政機関等との連携強化

センター等の業務は多岐にわたり、市の関係部署や保健所、社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。このため、支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図ります。

① 水戸市障害者相談支援事業所等連絡会議

基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、指定相談支援事業所及び市の職員が参加し、情報交換及び事例検討等を実施し、障害者の地域生活における課題の抽出及び障害者の相談支援に携わる職員の資質の向上等を図ります。

② 地区民協定例会

民生委員児童委員との情報交換等を行うため、必要に応じて地区民協の定例会に参加します。

③ 地域との連携

必要に応じて、地区会など、地域との連携において必要な団体の会議等に参加し協力関係を深めます。

キ 法令の遵守

センター等の運営等に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

ク 個人情報の保護

センター等は業務上、障害者等の個人情報を知り得る立場にあり、その保護については、個人情報保護法及び水戸市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規定を備えるなどの措置を講じます。

ケ 苦情対応

センター等に関する苦情等については、その内容を記録し、迅速かつ適切に対応します。

コ 事業運営のチェック等

水戸市は、水戸市障害者相談支援事業所等連絡会議などを活用して、センター等の事業の進捗状況を随時確認します。

また、水戸市地域自立支援協議会にセンター等の運営状況を報告するなどして、センター等の事業運営についてチェックを受けるものとします。

なお、水戸市は、このチェックをもとに翌年度の事業実施方針等を策定します。

(2) 基幹相談支援センターに関する事項

ア 「総合相談・専門相談」に関する業務

(ア) 広報活動

基幹相談支援センターの業務を周知し、基幹相談支援センターに対する理解と協力を得るため、広報みとへの掲載、市民向け研修会等の開催、チラシ等の配布及び地域自立支援協議会等への参加を通じて広報活動を行います。

(イ) 情報集約及び情報提供

障害者相談支援事業所及び指定相談支援事業所の円滑な活動に資するよう、指定相談支援事業所の空き状況や市内に所在する障害福祉サービス事業所の特色（例：入浴サービスを提供している、強度行動障害に対応している、体験利用が可能である等）、地域のインフォーマルサービスなどの情報を集約し、その情報を障害者相談支援事業所及び指定相談支援事業所に提供します。

また、情報を集約する過程で把握した障害福祉サービス事業所に関する課題等については、必要に応じて、市に提供することとします。

(ウ) 総合的な相談支援

障害者等やその家族などからの一般的な相談に応じ、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供及び福祉サービス等の社会資源を利用するための援助、指定相談支援事業所等の関係機関の紹介又は指定相談支援事業所等への情報提供などを行います。

なお、虐待を受けていることが明らかであり緊急対応が必要であると判断される場合などには、市に情報提供するなど適切な措置を講じます。

(エ) 専門的な相談支援

障害者相談支援事業所、指定相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所及び医療機関等からの相談に応じ、専門的見地からの助言等を行います。

また、自らの意思を決定することに支援が必要な障害者の自己決定を尊重するため、意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

イ 「地域の相談支援体制の強化」に関する業務

(ア) 相談支援専門員への支援（スーパービジョン）

ア（エ）に示したように基幹相談支援センターは、指定相談支援事業所などからの相談に応じ、助言等を行うこととしています。このため、相談内容に応じ、同行訪問、サービス等利用計画の確認、サービス担当者会議への参加、事例検討会の開催又は研

修会の実施（講師出講を含む）など適切な手段を用いて、相談支援専門員を支援します。

(イ) 県内基幹相談支援センターとの連携

相談支援専門員への支援をより効果的に実施するため、県内基幹相談支援センターとの情報交換・共有を通じて好事例を把握し、活用することに努めます。

(ウ) 水戸市地域自立支援協議会との連携

障害者等における地域の課題を把握し、地域の相談支援体制を効果的に実施するため、水戸市地域自立支援協議会の専門部会等に出席し、情報交換及び課題の共有を図ります。

(エ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、「医療的ケア児への適切な支援のための協議の場」への参画、支援に関わる関係機関との連携、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員へのバックアップ等、医療的ケア児等の支援に係るコーディネートを行います。

ウ 「地域移行・地域定着の促進の取組」に関する業務

(ア) 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

障害者支援施設や精神科病院等から地域での生活への移行を促進するためには、入所・入院している障害者本人のニーズを的確に把握する必要があります。このため、市内及び水戸市に近接する自治体に所在する障害者支援施設及び精神科病院等を訪問するなどして、障害者本人から地域移行ニーズをどのように把握しているのか、や地域移行ニーズを把握した際にはどのように支援しているのかなどについて確認します。

さらに、障害者支援施設や精神科病院等からの求めに応じて、入所・入院する障害者を対象とした地域移行に関する説明会や職員を対象とした同様の説明会などを開催します。

(イ) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

障害者支援施設や精神科病院等から退所・退院する障害者の地域生活を支えるためには、地域移行支援や地域定着支援を実施する一般相談支援事業所の活動が充実することに加え、共同生活援助事業（グループホーム）や居宅介護等のサービスの充実が不可欠です。

このため、地域に移行する（した）障害者が安心して地域での生活を支えられるよう、これらのサービスだけでなくインフォーマルな社会資源をも含めた様々な主体と

のネットワークを構築し、新たな社会資源を発掘したり、地域課題を明らかにして市に新たなサービスを整備するよう促したりします。

(ウ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現できるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に提供される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

このため、精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、必要な事項を検討するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害に係る支援体制の構築に努めます。

なお、協議の場においては、事例検討及び研修会等を開催し、地域課題の抽出や精神障害者等（精神状態に課題を抱える者も含む）の地域生活を支えるためのネットワークの構築を図ります。

エ 「権利擁護・虐待防止」に関する業務

(ア) 権利擁護に関する啓発

障害者虐待の防止や通報義務、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進、消費者被害防止など権利擁護に関する意識を啓発するための取組みを、障害福祉サービス等事業所の従事者に対して行います。

なお、この場合、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターとの連携を図ります。

(イ) 障害者虐待の通報等の受理及び連携

障害者虐待に関する通報や相談を受理した際は、速やかに水戸市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）（以下「虐待防止センターという。」）に情報提供し、障害者虐待防止センターが行う事実確認等に協力します。

(ウ) 成年後見制度等の活用支援

知的障害や精神障害により判断能力が不十分であるため、日常生活に法的な支援が必要な事案については、状況に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を支援します。

(エ) 消費者被害の防止・対応

消費者被害から障害者等を守るために、民生委員、障害福祉サービス等事業所、日頃から障害者等と接する機会の多い関係者から情報収集することに努めます。

また、消費者被害を把握した際には、水戸市消費生活センター等への情報提供、警察への相談、または、成年後見制度等の活用を図り、問題の解決に努めます。

オ 地域生活支援拠点等に係る業務

障害者の高齢者、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者等の地域生活支援を推進する観点から、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みである「地域生活支援拠点等」について、水戸市では「地域生活支援拠点等の整備・運用に関するガイドライン」を策定し、このガイドラインに沿って、整備・運営することとしています。

基幹相談支援センターは、このガイドラインを踏まえて地域生活支援拠点等に関する業務に取り組みます。

(3) 障害者相談支援事業所に関する事項

ア 広報活動

障害者相談支援事業所の業務を周知し、障害者相談支援事業所に対する理解と協力を得るため、広報みとへの掲載、チラシ等の配布などを通じて広報活動を行います。

イ 福祉サービス等の社会資源を利用するための援助

障害者、その家族及び地域住民等からの相談の内容に応じて、障害福祉サービス、医療、障害者手帳及び手当・年金制度などのフォーマルサービス並びに当事者グループ、余暇活動、移動販売、食材等の配達などのインフォーマルサービスに関する情報を提供し、相談者のニーズに応じて、サービスが利用できるよう、サービス提供者との連絡調整を行います。

ウ 権利の擁護のために必要な援助

(ア) 障害者虐待の通報等の受理及び連携

障害者虐待に関する通報や相談を受理した際は、速やかに虐待防止センターに情報提供し、虐待防止センターが行う事実確認等に協力します。

(イ) 成年後見制度等の活用支援

知的障害や精神障害により判断能力が不十分であるため、日常生活に法的な支援が必要な事案については、状況に応じて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を支援します。

(ウ) 消費者被害の防止・対応

消費者被害を把握した際には、水戸市消費生活センター等への情報提供及び警察への相談などを図り、問題の解決に努めます。

エ 専門機関の紹介

障害者、その家族及び地域住民等からの相談の内容に応じて、専門性の高い医療機関

や水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンター，公共職業安定所，障害者職業センターなどの専門機関を紹介します。